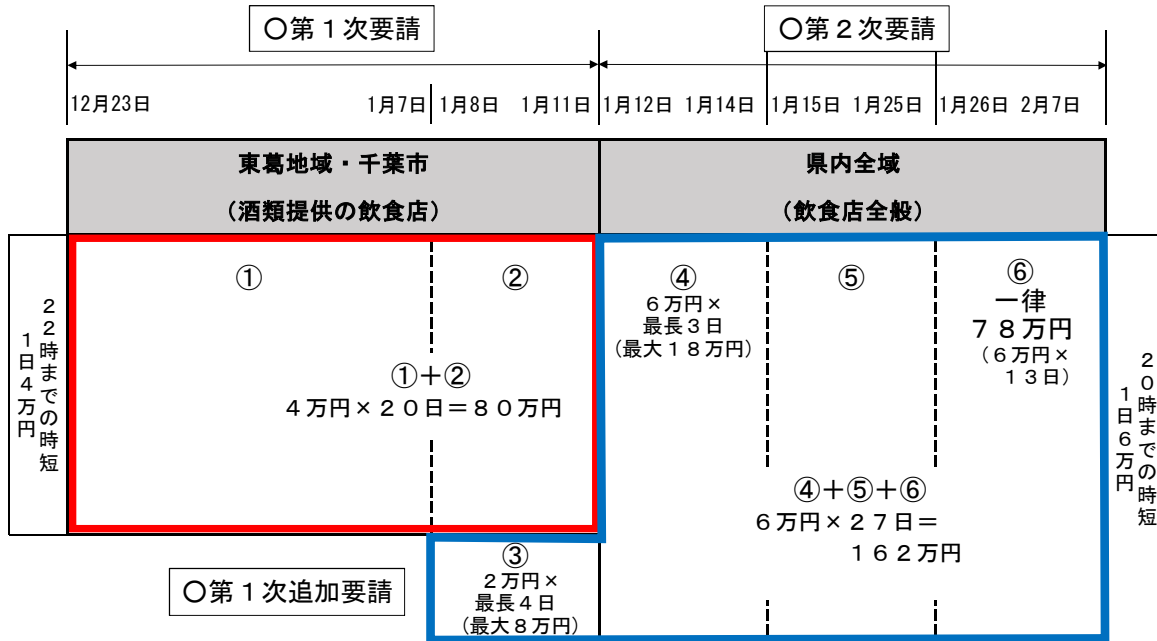


千葉県感染拡大防止対策協力金 支給の考え方

[凡例]
■ : 第1弾協力金の申請
■ : 第2弾協力金の申請



| 対象 | ケース | 時短実施期間 | | | | | 支給額 (1店舗あたり) | |
|----------------------|-----|--------|-------------|-----------|---|---|--------------|---------|
| 東葛地域・千葉市内の酒類を提供する飲食店 | I | ① | ② | | | | 一律80万円 | |
| | II | ① | ② | ③ 日割り可 | ④ | ⑤ | ⑥ | 最大250万円 |
| | III | ① | ② | ④ 日割り可 | ⑤ | ⑥ | 最大242万円 | |
| | IV | | ②・③ 日割り可 | ④ | ⑤ | ⑥ | 最大186万円 | |
| 県内全域の飲食店 | V | | | ④ 日割り可 | ⑤ | ⑥ | 最大162万円 | |
| | VI | | | | | ⑥ | 一律78万円 | |

○第2次要請について

- ・1月12日から1月15日までの間に要請に応じた場合、1日1店舗あたり6万円支給します (最大162万円)。
- ・1月16日から1月26日までの間に要請に応じた場合、一律78万円を支給します。
- ・ケースII及びIVについては、1月8日から1月11日までの間に要請に応じた場合、その間1日1店舗あたり
 ケースIIの場合は2万円、ケースIVについては6万円支給します。
- ※いずれの場合においても、2月7日 (要請期間の末日) まで継続することが必要

千葉県感染拡大防止対策協力金 支給の考え方（具体例）

≪対象：東葛地域・千葉市内の酒類を提供する飲食店≫

[支給ケースⅠ]

第一次要請に全期間協力頂いたが、第一次追加要請及び第二次要請に協力頂かない場合

⇒ 一律80万円支給

[支給ケースⅡ]

第一次要請に全期間協力頂いた上で、第一次追加要請及び第二次要請に協力頂いた場合

⇒ 最大250万円支給

[支給ケースⅢ]

第一次要請に全期間協力頂いた上で、第一次追加要請に協力せず、第二次要請に協力頂いた場合

⇒ 最大242万円支給

[支給ケースⅣ]

第一次要請に協力せず、第一次追加要請及び第二次要請に協力頂いた場合

⇒ 最大186万円支給

[支給ケースⅤ-①]

第一次要請と第一次追加要請に協力せず、第二次要請に協力頂いた場合

⇒ 最大162万円支給

≪対象：東葛地域・千葉市内の酒類を提供しない飲食店≫

[支給ケースⅤ-②]

第二次要請に協力頂いた場合

※酒類を提供しない飲食店は第一次要請（追加含む）対象外

⇒ 最大162万円支給

≪対象：東葛地域・千葉市内以外の飲食店 ※酒類を提供する・しないを問わず≫

[支給ケースⅤ-③]

第二次要請に協力頂いた場合

※東葛地域・千葉市内以外は第一次要請（追加含む）対象外

⇒ 最大 162 万円支給

【1月22日 支給対象を追加しました】

[支給ケースⅥ]

これまで第二次要請に協力しなかった飲食店が、1/26までに協力を開始した場合

※県内全域の飲食店が対象

⇒ 一律 78 万円支給